

始良市事業継続支援金

(第 5 期)

申 請 要 領

令和 3 年 10 月 1 日

## 1 事業継続支援金とは

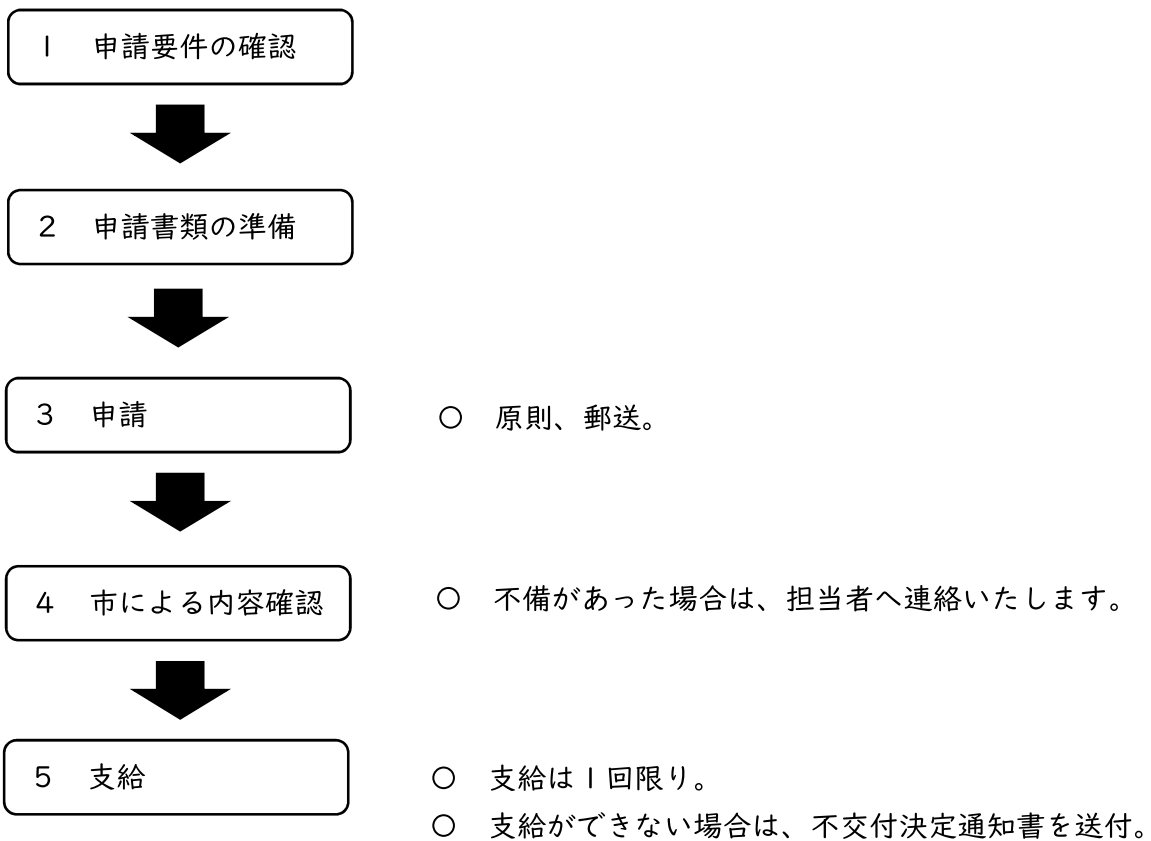
新型コロナウイルス感染症の影響を受け売上が減少し、事業継続に困っている中小企業者及び小規模企業者（個人事業者含む）の支援として、事業継続を下支えし、事業全般に広く使える支援金です。

## 2 支援金額

1事業所 一律 10万円（支給は1回限り）

ただし、「飲食店取引業者」については1事業所10万円を加算。

## 3 申請手順、郵送先



### <郵送先>

- 1 申請期間 令和3年10月1日（金）～令和3年11月30日（火）消印有効
- 2 申請方法 簡易書留やレターパックによる郵送
- 3 送付先  
〒899-5294 始良市加治木町本町 253 番地 始良市商工観光課 宛  
※ 封筒に「事業継続支援金申請書在中」とお書きください。

## 4 申請要件の確認

### (I) 交付対象要件

以下の①から④の全てを満たすもの。

① 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業者及び小規模企業者(個人事業者含む)を対象とします。

○ 中小企業者とは

中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2第1項各号に掲げる者であって、始良市内に事業所を有するものをいう。

○ 小規模企業者とは

中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者であって、始良市内に事業所を有するものをいう。

※ 個人事業者については、事業を行う個人であって、事業を営むことで主に世帯の生計を維持している者。

#### <中小企業者等の定義>

業種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)		小規模企業者
	資本金の額又は出資の総額	常時使用従業員の数	常時使用従業員の数
1 製造業、建設業、運輸業その他の業種 (2～4を除く)	3億円以下	300人以下	20人以下
2 卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
3 サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
4 小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

#### 【支給対象とならないもの】

宗教上の組織若しくは団体、政治団体

② 令和3年7月31日以前において、始良市内で事業を営んでおり、今後も事業を継続する意思があること。

③ 新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が減少しており、以下のいずれかに該当すること。

ア 令和3年8月から同年9月までの間において、いずれか1か月(対象月)の売上

実績額が前年または前々年同月に比して 20%以上減少していること。

イ 事業継続期間が1年未満又は単純な売上実績額の前年比較が困難な場合(事業拡大等)は、令和3年8月から同年9月までの間において、いずれか1か月(対象月)の売上実績額が、令和2年10月から令和3年7月までのいずれか任意の一月の売上に比して20%以上減少していること。

ウ その他市長が必要と認める者。

④ 暴力団等に関与していないこと。

## (2) 留意事項

本支援金は今後、確定申告に含める必要がありますので、税務上の処理についてはご注意ください。

## 5 申請書類の準備

### (1) 共通様式

- ① 申請書類確認リスト(市指定様式)
- ② 申請書兼請求書(市指定様式)
- ③ 誓約書(市指定様式)

※ 連絡先については、日中に対応できるかたのご記入をお願いいたします。事業所を担当する税理士等でも可。

※ ①～③のいずれにも押印箇所がございますので、押印漏れがないようご注意ください。

### (2) 法人の必要書類

- ① 確定申告書類
- ② 令和3年8月から同年9月のうち、対象月の月間事業収入がわかるもの
- ③ 事業概要がわかるもの
- ④ 振込先口座の通帳の写し
- ⑤ その他始良市が必要と認める書類  
(証拠書類及び算定に関する特例に関するもの)

※ 始良市事業継続支援金(第1期～第4期)のいずれかを既に受給された事業所については、③・④は省略できるものとする。

以下、(2)の①から⑤の詳細です。

## <必要書類の詳細>

### ① 確定申告書類

対象月の属する事業年度の前年または前々年の事業年度の方で、下記全ての書類

- ・ 確定申告書別表一の控え（写）
- ・ 法人事業概況説明書の控え オモテ面及びウラ面（写）
- ・ 資本金がわかるもの
- ・ 貸借対照表の控え（写）等

#### <確定申告書別表一>

#### <法人事業概況説明書>

※ 確定申告書別表一の控えには收受日付印が押されていること。電子申告の場合は受信通知の写しを添付のこと（整理番号が印字されていること）。

### ② 令和3年8月から同年9月（対象月）の月間事業収入がわかるもの

対象月（令和3年8月から同年9月の間で前年同月比20%減少している月）の売上台帳、帳面。

対象月の属する事業年度の確定申告の基礎となる書類を原則とします。

様式に指定はありませんが、対象月の月間事業収入であることが確認できる資料を提出してください。（例：令和3年〇月と明確に記載されている等）

#### 【例】

- ・ 経理ソフトから抽出した売上データ
- ・ エクセルで作成した売上データ
- ・ 手書きの帳簿のコピー 等

### ③ 事業概要がわかるもの

申請時点において、事業を営む業種及び始良市での事業実態がわかるもの

#### 【例】

- ・ 定款（写）
- ・ 会社案内

- ・ 営業許可証（写）
- ・ ホームページ
- ・パンフレット、チラシ
- ・ 契約書（写） 等

#### ④ 振込口座の通帳の写し

銀行名、支店番号、支店名、口座種別、口座番号、名義人が確認できるもの。

- ・ 法人名義の口座の通帳の写し（通帳を開いた1・2ページ目等）

※ 法人の代表者名義も可

- ・ 電子通帳の画面コピー

紙媒体の通帳がない場合、電子通帳等の画面コピー等を印刷したもの。

#### ⑤ 証拠書類及び算定に関する特例

##### ア 事業継続期間が1年未満の場合

令和3年7月以前に創業し、事業継続期間が1年未満の場合は、前記4. 申請要件の確認-(I)交付対象要件-③-Iの要件を満たす場合、下記全ての書類を確定申告書類の代替書類として添付し、他の書類と合わせて申請してください。

<代替書類>

- ・ 履歴事項全部証明書
- ・ 月別売上表（様式あり）
- ・ 月間事業収入がわかるもの（帳簿等の確定申告の基礎となる書類）

##### イ 単純な売上の前年比較が困難な場合

事業所増設等、相当な事由により単純な売上比較が困難な場合は、前記4. 申請要件の確認-(I)交付対象要件-③-Iの要件を満たす場合、下記全ての書類を確定申告書類の代替書類として添付し、他の書類と合わせて申請してください。

<代替書類>

- ・ 単純な売上の前年比較が困難であるとわかるもの（事業所増設等が客観的にわかる資料）
- ・ 月別売上表（様式あり）

#### (3) 個人事業者の必要書類

- ① 確定申告書類
- ② 令和3年8月から同年9月のうち、対象月の月間事業収入がわかるもの
- ③ 事業概要がわかるもの
- ④ 振込先口座の通帳の写し
- ⑤ 本人確認書類の写し
- ⑥ その他始良市が必要と認める書類  
（証拠書類及び算定に関する特例に関するもの）

※ 始良市事業継続支援金（第1期～第4期）のいずれかを既に受給された事業所については、③・④は省略できるものとする。

以下、(3)の①～⑥の詳細です。

<必要書類の詳細>

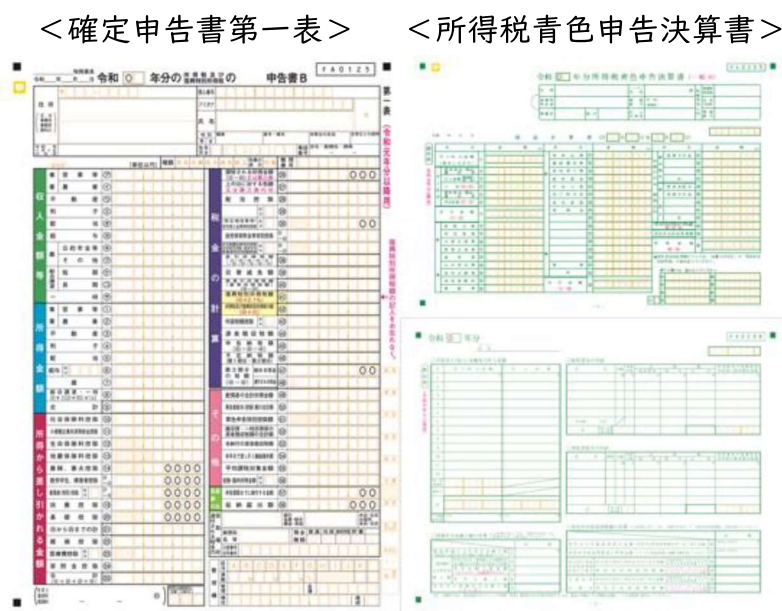
### ① 確定申告書類

(青色申告の場合)

令和元年または令和2年分で下記全ての書類

- ・ 確定申告書第一表の控え（写）
- ・ 所得税青色申告決算書の控え1ページ目及び2ページ目（写）

※ 確定申告書第一表の控えには收受日付印が押されていること。電子申告の場合には受信通知（写）を添付。



(白色申告の場合)

令和元年または令和2年分で下記の全ての書類

- ・ 確定申告書第一表の控え（写）
  - ※ 收受日付印が押されていること。電子申告の場合は受信通知（写）を添付（整理番号が印字されていること）。
- ・ 収支内訳書（写）
- ・ 月別売上表（様式あり）
- ・ 対象とした確定申告年度の月間収入がわかるもの
  - ※ 1月から12月の売上が確認できるもの

### <確定申告書第一表>

### <収支内訳書>

### ② 令和3年8月から同年9月（対象月）の月間事業収入がわかるもの

対象月(令和3年8月から同年9月の間で前年同月比20%減少している月)の売上台帳、帳面。

対象月の属する事業年度の確定申告の基礎となる書類を原則とします。

様式に指定はありませんが、対象月の月間事業収入であることが確認できる資料を提出してください。(例：令和3年〇月と明確に記載されている等)

#### 【例】

- ・ 経理ソフトから抽出した売上データ
- ・ エクセルで作成した売上データ
- ・ 手書きの帳簿のコピー 等

### ③ 事業概要がわかるもの

申請時点において、事業を営む業種及び始良市での事業実態がわかるもの

#### 【例】

- ・ 営業許可証（写）
- ・ 開業届出書（写） ※税務署受付印が押印されていること
- ・ ホームページ
- ・ パンフレット、チラシ、情報誌（求人広告含む） 等

### ④ 振込口座の通帳の写し

銀行名、支店番号、支店名、口座種別、口座番号、名義人が確認できるもの。

- ・ 名義人の口座の通帳の写し（通帳を開いた1・2ページ目等）



- ・ 電子通帳の画面コピー

※ 紙媒体の通帳がない場合、電子通帳等の画面コピー等を印刷したもの。

#### ⑤ 本人確認書類の写し

住所・氏名・顔写真がはっきり判別できるかたちで提出してください。本人確認書類については申請を行う月に有効なものであること。

【例】

- ・ 運転免許証 ※返納している場合は、運転経歴証明書で代替可能。
- ・ 個人番号カード（表面のみ）
- ・ 写真付きの住民基本台帳カード（両面）
- ・ 障害者手帳（住所・氏名・顔写真が記載された部分）

なお、住所・氏名・顔写真が記載されたものが準備できない場合は、下記のように2種類の書類にて代替することができます

- 【例】
- ・ 住民票 + 健康保険証（両面）
  - ・ 公共料金の請求書 + 健康保険証（両面）

#### ⑥ 証拠書類及び算定に関する特例

ア 単純な売上の前年比較が困難な場合

事業所増設等の相当な事由により単純な売上の前年比較が困難な場合は、前記4. 申請要件の確認-(1)交付対象要件-③-Iの要件を満たす場合、下記全ての書類を添付し、他申請書類と合わせて申請してください。

<代替書類>

- ・ 月別売上表（様式あり）
- ・ 単純な売上の前年比較が困難であるとわかるもの（事業所増設等が客観的にわかる資料）

イ 事業継続期間が1年未満の場合

令和3年7月以前に創業し、事業継続期間が1年未満の場合、前記4. 申請要件の確認-(1)交付対象要件-③-Iの要件を満たす場合、下記全ての書類を添付し、他申請書類と合わせて申請してください。

<代替書類>

- ・ 確定申告書類（令和2年10月から同年12月までに開業した事業所）  
※ 個人事業者が必要書類として必要な確定申告書類を参照。
- ・ 月別売上表（様式あり）
- ・ 月間事業収入がわかるもの（帳簿等の確定申告の基礎となる書類）  
※ 開業月から全ての月間事業集収入が必要となります。

## 6 飲食店と直接取引がある事業者の加算について

飲食店と取引のある事業者で令和3年7月31日以前より市内飲食店と直接取引があり、今後も継続して取引を行うものが対象となります。

※ この場合における飲食店とは、県からの営業時間短縮要請の対象であり、要請に応じている主として注文により直ちにその場所で料理その他の食料品又は飲料させる店舗をいう。

(1) 加算金の額 一律 10万円

(2) 対象となる事業者の例

- ◎ 酒、飲料品、食料品の小（卸）売業または製造業者、飲食店に直接販売を行っている農業者
- ◎ 食器、調理器具、消耗品などを販売する事業者
- ◎ 清掃業者、廃棄物処理業者、設備工事事業者 など

(3) 必要書類（取引が確認できるもの）

- ・ 契約書と直近2か月分の納品書  
または

- ・ 納品書と領収書（店舗名・所在地が記載してあるもの）を直近2か月分

※ 納品書と領収書は金額が一致すること。また、振込などにより領収書がないものは口座の金額記載されている部分の写しでも可。

<問合せ先>

始良市役所 企画部 商工観光課 企業商工係

住 所：〒899-5294 始良市加治木町本町253番地

T E L：0995-66-3145 F A X：0995-62-3699

e-mail：kigyo@city.aira.lg.jp